施設内感染症マニュアル

文部科学省(学校)・厚生労働省(保育所)の感染症対策(ガイドライン)に沿った対応になります。基本は、感染症にかかった場合は、園・学校の出席停止状態の時は支援停止、停止明け翌日からの支援再開となります。

インフルエンザ・新型コロナウイルス

- 1. 支援について
 - ▶ 本人が感染している場合
 - →出席停止(発症後5日間かつ解熱した後2日経過するまで)が解け、登園・登校を再開した 日から支援再開

発症日:インフルエンザ様症状が始まった日、〇日目。

発熱日: 一日のうちで、発熱と解熱を繰り返している場合

解熱した後2日:解熱(37度以下)した日を0日目として、平熱で過ごせる日を2日間経過するまでの間

- ▶ 学級・学年・学校閉鎖になっているが、本人は感染していない場合
 - →お子さんの所属する学級・学年・学校が閉鎖により出席停止に当てはまる場合でも、来所 時に本人に症状がなければ、支援は可能。強制はではないが、マスク着用で利用してもら えるのが望ましい。
- ▶ 家族(同居)が感染しているが、本人は感染していない場合
 - →本人が、登園・登校している場合は、支援可能。
 - *3 マスク着用、手洗い・うがいの徹底。
- 2. インフルエンザ・新型コロナウイルス対策・予防について
 - ・ 園・学校の対策に沿った対応になります
 - ・ 体温計・マスク(子供用)を常備
 - ・ 肌掛けタオル・バスタオル・タオル等常備できれば尚良い

- ・ 来所時の手洗い・うがいの遂行(契約時〈季節前に再度〉、来所前に手洗い・うがいを 推奨する)
- ・ 入り口に手指消毒剤 (アルコール等) 常備化
 - *事業所内で担当を決め、消耗品(マスク、ビニール袋、ゴム手袋など)の管理を行いましょう。
- 支援員の予防接種(特例あり)

副反応の可能性をきいたうえで、職員は予防接種を行う。アレルギー体質、妊娠、 又は可能性のある者には考慮する。

- 3. インフルエンザ・新型コロナウイルス対応について
 - 支援中に本人が感染していると思われる症状が表れた場合
 - 顔が赤い
 - 悪寒 = 「何か寒気がする」と言うような訴えがある
 - 頭痛 = 「頭がいたい」と言い出す
 - 倦怠感 = 「何かだるい」と言い出す
 - •筋肉痛 = 「体の節々(肘・膝の関節等)が痛い」と言い出す
 - ・咳・鼻水がひどい状態
 - ・ 発熱の可能性が疑われる
 - ・咳・鼻水がひどい状態
 - ・喉の痛み= 「喉がいたい」と言い出す
 - ・息苦しさ= 呼吸が浅くなっている
 - ・嗅覚異常= 「においがしない」と言い出す
 - ・味覚異常二 「味がしない」と言い出す
 - 下痢

以上のような症状が表れた場合、以下の対応をします

- 体温を測る
- · 37.5℃を超える、だるさがひどい状態の場合は、保護者に連絡、迎えに来て頂く

- ・ 保護者の迎えが来るまでは、面談室等小部屋で見守り、場合によりマスク着用を促 したり、横に寝かす等配慮する
- ・ 保護者に状況を報告、医者の診断を勧める
- ・ インフルエンザ・新型コロナウイルスの場合は、法人としての対応策を説明、了解 を頂く
- ・ 体温計を使用したら、その都度消毒をする

○支援員本人が感染していると思われる症状が表れた場合

- ・ 支援前に健康の確認(朝礼時が望ましい)
- ・ 上記、利用者本人の症状が表れた場合と同じ症状が出た時は、以下のように対処する
 - 37℃を超えている場合や通常の体温より+0.5℃、だるさがひどい状態の場合は、 出勤はひかえる。病院へ行き診断を仰ぐ(検査結果は48時間後が正しい判定が出るようなので、疑わしい場合翌日は休み、診断を仰ぐ)
- ・ 感染していた場合、上司に連絡、5日(発症した日の翌日を1日目とする)又は熱が下がってから2日経過するまで出勤停止
- ・ 上司は、本部へ報告する

ノロウイルス

嘔吐と下痢が突然始まる事が特徴の疾患である為、現場での対応が必要です。基本は、医師の 診断による、登園・登校の判断に沿った対応になります。

1. 支援について

- ▶ 本人が感染している場合
- →感染防止の為、医師が登園・登校を許可した日の放課後以降から支援再開。しばらくは、手 洗いの励行が重要。
 - ▶ 学級・学年・学校閉鎖になっているが、本人は感染していない場合(大規模感染が起きた場合)
 - →インフルエンザの対応策と同じ。しばらくは、手洗いの励行が重要。

- ▶ 家族(同居)が感染しているが、本人は感染していない場合
 - →他の感染者に常時接触している場合は、感染者の症状が収まってから3日後から支援再開 (潜伏期間が1~2日の為)。しばらくは、手洗いの励行が重要。

2. ノロウイルスの対応・準備について

- 支援中に本人が感染していると思われる症状が表れた場合
 - ・突然の嘔吐
 - ・吐き気を催す
 - ・突然・頻繁の下痢症状

以上のような症状が表れた場合、以下の対応をします。

 \downarrow

- ・ 保護者に連絡、迎えに来て頂く
- ・ 保護者の迎えに来るまで面談室等の小部屋で見守り、寝かす場合は横向きにする等の対応が必要
- ・保護者に状況を報告、医者の診断を勧める
- ・ 夜、又は次の日に状況確認の連絡を入れる
- · ノロウイルスの場合は、法人としての対応策を説明、了解を頂く

○ 嘔吐・下痢の対応

利用者を隔離し、本人・保護者の目が届かないよう配慮し、以下の処置を行う

- ゴム手袋・マスク・(必要に応じて防護服)を着用
- 嘔吐した箇所(支援教室内含む)の消毒 及び トイレの消毒
- 汚物の清掃 消毒(塩素系等) 塩素系のみ
- ・ 清掃・消毒で使用した雑巾等は、1回限りとして捨てる
- 使用した、新聞紙・雑巾等を捨てる時は、ビニール袋等に入れて分別する飛沫感染予防の為にも、袋の口をきつく縛り、中の空気がもれないようにする
- ・ 嘔吐処理は、感染力が高い為、最低人数で行う

- 靴の裏の消毒、当日及び翌日も床・ドアノブ(施設内)・手すり等消毒をする
- 他の支援室の確保、確保出来ない場合は、飛沫感染防止の為、換気・塩素系消毒後嘔 吐箇所をおおう処置を行う
 - * 事業所内で担当を決め、消耗品(マスク、ビニール袋、ゴム手袋など)の管理を行いましょう
- 支援員本人が感染していると思われる症状が表れた場合
 - ・ 疑わしい場合は、支援を中止し帰宅
 - ・翌日、医師の判断を仰ぐ
 - ・ 利用者への対応はインフルエンザと同様

食中毒

おやつ提供(事業所が準備したおやつを喫食する)、クッキング(利用者が調理に携わり喫食する)の際、以下の対応をし、食中毒を発生させないようにします。

1. 食中毒を防ぐための対応

○調理

- ・クッキングの際は事前に保護者に対して衛生面での指導をおこなう(爪切り・服装)
- ・調理従事者の健康状態(体温・便の状況・喉の痛み・切り傷の有無)を確認し、参加の仕方を検討する。状況に応じて調理に参加しない
- クッキングの際は事前に保護者に対して、当日の健康状態の報告を依頼する
- 調理従事者はマスクを着用し、石鹸での手洗い、手指消毒を調理前と都度必要に応じて行う
- ・使用する食器・調理器具は使用前に洗い、熱湯消毒をしてから使用する(スポンジは専用とすること)
- 作業場所が衛生であるか確認し、作業台はアルコール消毒をおこなう
- 材料購入の際には、生鮮食品は新鮮なものを購入し、適切な温度で保存する

○喫食時

- ・ 喫食前、利用児と支援員は石鹸での手洗いと手指消毒を行う
- 机のアルコール消毒を行う
- 他の利用児が使用した食器と混ざらないよう、利用児専用とする
- ・調理終了後はすみやかに(2時間以内)喫食する
- ・ 残食については処分する
- 2. 食中毒が発生したときの対応

集団発生とは2人以上が同一の原因で食中毒を起こすことです

○ 利用児および支援員が同時期に2人以上、食中毒が疑われる症状(①下痢、②嘔吐、③腹痛です。これらのいずれかに発熱や頭痛等が加わることもあります)を訴えた場合、以下の対応をします。

 \downarrow

- 他の利用児および支援員に同様の症状が発生しているかの確認を行う
 - ◎ほぼ同時期に発生している
 - ◎症状の類似性がみとめられる
 - ◎発症者が施設で提供した食べ物を摂っている
- ・集団発生が疑われる場合、上司は本部へ連絡、状況説明を行い、保健所に連絡を入れるかの判断を受ける
- 原因調査のための症状のある者の吐物 下痢便等をビニル袋などに入れて保管しておく
- 施設の消毒は保健所の指示があるまでそのまま放置しておく
- ・保健所の指示に従う

インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルスの他にも感染症はあります。免疫力の低い お子さん方は、感染する可能性が高く、支援員を介して感染する可能性もあります。支援員はその ことを理解して、自分自身の体調に異変のある場合は無理をせず、支援を中止するようにしましょ う。また、子をよくみて、子の異変になるべく早く気付けるようにしましょう。